

別紙 被災者支援制度の対応状況 (6月24日現在) No.1

制度		対象	申請	申請期限	制度概要
伊達市災害見舞金支給		146	109	R5. 3. 31	住宅半壊以上 10万円
伊達市社会福祉協議会災害見舞金支給		146	109	R5. 3. 31	住宅半壊以上 3万円
災害援護資金貸付			0	R4. 6. 30	世帯主の負傷や住宅・家財に被害
被災者生活再建支援	基礎	146	11	R5. 4. 15	住宅中規模半壊以上(半壊は解体で対象) 住宅の再建方法に応じ、基礎支援金・加算支援金を 合わせ最大300万円
	加算		9	R7. 4. 15	
家屋等の公費・自費解体	公費	374	57	R4. 7. 29	半壊以上(罹災:146件・被災:228件)
	自費		5	R4. 8. 31	
被災住宅の応急修理	半壊以上	146	71	R4. 8. 15	住宅半壊以上 最大59万5千円
	準半壊	473	209		住宅準半壊 最大30万円
一部損壊住宅修理支援		2,382	96	R4. 9. 30	住宅一部損壊 20万円以上の修繕 定額10万円
屋根全面改修費用一部補助		22	22	R4. 12. 28	一部損壊以上住宅の瓦屋根全体改修 最大55万2千円
宅地関連災害復旧補助		35	35	R4. 6. 30	居住宅地の原形復旧5万円以上の修繕 最大65万円
農地関連災害復旧補助		3	3	R4. 6. 30	1箇所の復旧費用5万円以上 1/2・最大20万円
市営住宅の一時提供			11	R4. 6. 30	11世帯入居中 入居期間：原則1年
福島県賃貸型応急住宅(借上げ住宅)			1	R4. 6. 30	1世帯入居中 住宅半壊以上 家賃補助 入居期間：最長2年

別紙 被災者支援制度の対応状況 (6月24日現在) No.2

制 度	対象	申請	申請期限	制度概要
介護保険料の減免	110	75	R5. 3. 31	罹災住宅に65歳以上の高齢者がいる場合
国民健康保険税の減免	55	38	R5. 3. 31	住宅半壊以上
国民年金保険料の免除		0	R5. 3. 31	住宅・家財等が概ね1/2以上の損害
市県民税の減免	146	108	R5. 3. 31	住宅半壊以上
固定資産税の減免	451	133	R5. 2. 21	半壊以上(罹災:146件・被災:305件)
水道料金の還付		65	R5. 3. 31	住宅半壊以上
下水道使用料の還付		11	R5. 3. 31	住宅半壊以上
栗野地区農業集落排水処理施設使用料還付		1	R5. 3. 31	住宅半壊以上
保育料減免(保育園・認定こども園・放課後児童クラブ)		0	R5. 3. 31	住宅半壊以上
小中学校就学援助		1	未定	住宅半壊以上
指定文化財修理		0	随時	修繕費用の1/2または1/4上限補助